

令和5年度 疾病又は事業ごとの医療連携体制に関する調査 実施要領

1 目的

静岡県保健医療計画に位置づける、疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築にあたり、各医療機関における求められる事項（医療機能等）の現状等について調査を実施し、各圏域における医療連携体制構築を具体的に推進するための取組を行うことを目的とする。

2 調査対象

県内に所在し、以下に該当する医療機関

調査票	調査対象	対象数
病院	全て	170
在宅診療所	以下に該当する診療所 ・在宅療養支援診療所届出医療機関 ・脳血管疾患等リハビリテーション料()届出医療機関 ・在宅がん医療総合診療料届出医療機関	385 (369) (299) (3)
産科診療所	産科・産婦人科を標榜する診療所	97
助産所	全て	129

3 調査概要

(1) 調査時点

令和5年11月30日（木）現在

(2) 調査方法・期日

別添「調査票」の内容について対象医療機関は回答、管轄保健所へ提出
提出方法、提出期日は管轄の保健所が別に定める。

(3) 調査内容

【継続】 調査対象	調査票（継続用）により、地域連携クリティカルパス導入状況等を調査 担う医療機能に追加等がある場合は、変更届を提出
【新規】 調査対象	調査票（新規用）を新たに対象となる医療機関に送付し、担う医療機能と併 せて参考事項（地域連携クリティカルパス導入状況等）を調査

4 調査結果の活用

各地域医療協議会等において、疾病又は事業ごとの医療連携体制構築の推進に向けて、現状を把握するとともに、推進策の検討に活用する。

5 その他

本調査は、医療法第30条の5に基づいて実施するものである。

医療法第30条の5 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第7条第7項に規定する医療保険者又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。